

株式会社関西スーパーマーケットとの合同フェア開催事業業務 委託仕様書

1 目的

関西圏に住んでいるえびの市出身者やゆかりのある方のほか、えびの市を知らない方たちに対して、株式会社関西スーパーマーケット（兵庫県伊丹市）でえびの市の特産品を購入し、景品があたる抽選会を開催することで、えびの市のシティーセールスを推進し、もってえびの市への誘客や物産の販路拡大を目的とする。

2 合同フェアの内容

ア 開催時期

令和7年10月20日(月)～10月26日(日)

イ 対象者

下記、開催場所のエリアに住んでいる人

- ・キャンペーンPR対象者

関西スーパーマーケットへの来店客等

- ・抽選会対象者

以下に記載する関西スーパーマーケットにおいて、合同フェア期間中にえびの市の特産品を購入した者で、抽選会に参加する者

ウ 開催場所（対象店舗）

株式会社関西スーパーマーケット 伊丹エリア7店舗（予定）

- ・久代店 住所：兵庫県川西市久代4丁目2-11
- ・桜台店 住所：兵庫県伊丹市中野北3-5-28
- ・中央店 住所：兵庫県伊丹市中央5-3-38
- ・稲野店 住所：兵庫県伊丹市安堂寺町3-3-1
- ・駅前店 住所：兵庫県伊丹市中央1-1-1
- ・鴻池店 住所：兵庫県伊丹市鴻池5-6-3
- ・荒牧店 住所：兵庫県伊丹市荒牧7-12-15

エ 実施内容

対象店舗でえびの市の特産品（以下、対象商品）を販売。対象商品を購入した方は、Web申込みで、購入時のレシートを添付することで抽選に参加できる。抽選の結果、当選した方には、後日、商品を発送する。

3 委託業務の範囲

(1) 合同フェアの企画

- ア 名称 提案事項とする。

イ ポスターの作成

デザインは提案事項とする。

サイズはA3版とし、両面印刷（両面とも同じデザイン）とする。

合同フェアの広報として、株式会社関西スーパーマーケットが発行するチラシでも広報を行う。その際に、ポスターのデータが必要であるため、ポスターは紙及びデータで納品すること。

ウ 店内POPの作成

対象商品コーナーにはフェアを開催していること及び対象商品であることが認識できるPOPを設置する。

デザインは提案事項とする。

(2) 抽選会の企画

ア 開催期間

合同フェア開催期間中から1か月程度

イ 応募方法

Web上の応募フォームからの申し込みとする。

購入した商品が分かるよう、合同フェア期間中に購入したレシートを添付する形式の応募フォームを作成すること。

ウ ランディングページの作成

ランディングページのデザインは提案事項とする。えびの市の魅力が伝わるデザイン及び内容とし、応募フォームも付けること。

また、本市職員もサイトの加筆修正ができる仕様にする。

エ アンケートの実施

応募フォームでは、キャンペーンを知ったきっかけや本市の認知度等のアンケートを実施すること。結果は集計し、データ分析を可能とすること。

オ キャンペーンのチラシ作成

デザインは提案事項とする。

売場に設置するキャンペーンの案内や申込方法を記載したチラシ（はがきサイズ）を作成すること。

また、チラシにはランディングページに繋がる、QRコードやサイトのURLを掲載すること。

カ 景品の調達

景品の調達については提案事項とする。本市のPRに繋がり、誘客や特産品の販路拡大の促進を図れる景品を提案すること。

(3) 運営

ア 抽選に関する業務

応募管理、当選者選定、当選者への連絡、当選者への景品発送
※委託料には景品の購入費及び送料が含まれます。

イ 当選者のリスト作成

当選商品ごとの当選者リストを作成し、本市へ提供すること。

ウ ランディングページの管理

サイトが適切に利用できるよう管理すること。
次年度以降も利用できるよう、必要な場合は、サーバーやドメインの管理を行うこと。

(4) 広報業務

下記ア～ウを踏まえ、効果的な広報手法について提案すること。

ア SNS 広告を活用した広報を展開すること。

イ 伊丹市近辺のスーパーを利用する年齢層等のターゲットを絞った広告を行うこと。

ウ えびの市出身やえびの市に興味がある者に情報が届くよう努めること。

(5) 協議等について

市及び株式会社関西スーパーマーケットと連絡の取れる体制をとること。

委託事業選定後、株式会社関西スーパーマーケット本社（兵庫県伊丹市中央 5-3-38）に打合せに行くため、同行可能なこと。

(6) 実施結果の報告

抽選への申込者、アンケート結果等を集計し、取りまとめること。なお、申込者数は総数及び実数を集計すること。成果報告時に成果品（ポスター、合同フェアでの制作物等）を提出すること。

(7) 独自提案

上記によらず、えびの市の知名度向上、特産品の販路拡大に資する企画がある場合は提案可とする。

3 委託業務に係る経費について

租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）は、支出対象外経費とする。

4 協議

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、市と協議の上、定めるものとする。

5 その他

- ア 委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、市民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して批判を受けることのないよう十分配慮すると共に、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。
- イ 受託者は、個人情報については適切に管理すること。また、本業務で得られた情報等については、本業務の目的以外に利用してはならない。